平成２９年（フ）第４２６号
埼玉県新座市菅沢２丁目２番６－104号
債務者　鈴木　道子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
さいたま市南区白幡４丁目13番24号　１－809
債務者　横山　健一
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６３３号
さいたま市緑区大字三室197番地３　市営住宅三室団地227号、旧住所さいたま市緑区大字大間木412番地
債務者　水野　定治
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
埼玉県春日部市備後東１丁目６番19号　アネックス備後112号
債務者　鴨田　栄一
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
埼玉県羽生市大字上岩瀬894番地５、旧住所埼玉県羽生市南５丁目15番地23　鈴栄第２２階１号室
債務者　本多　　航
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６７号
岡山県総社市門田342番地６　メゾニティ中須加102
債務者　岡本由香里（旧姓小鉄）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
北海道上川郡当麻町３条西３丁目１番６号
債務者　望月　　茜
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１３号
北海道旭川市東鷹栖１条４丁目638番地の284　Ｓブルームーン　202号
債務者　細川　　毅
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
長崎県松浦市調川町平尾免1770番地イ
債務者　松口継志郎
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午前11時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第１２８２号
大阪府枚方市高田２丁目16番９－403号
債務者　石田　昌代
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５６９号
大阪府寝屋川市香里南之町６番５－401号
債務者　杉田　定裕
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４０号
大阪市平野区加美南３丁目５番４号　日ノ出マンション304
債務者　冨岡　亮佑
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７００号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目６番８－303号
債務者　北川　智子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４号
北海道紋別市渚滑町元新３丁目176番地の４、住民票上の住所北海道紋別市大山町３丁目１番地の30
債務者　野田　秀樹
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第１４６号
栃木県栃木市藤岡町都賀1168番地２
債務者　味村　麻紀
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５３号
栃木県宇都宮市上野町6072番地　県営うえの住宅６号棟15号室、前住所栃木県宇都宮市泉が丘２丁目14番９号
債務者　別井　敬一
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係